

令和5年度（2023年度）
球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業実施要項

第1 目的

この事業は、球磨川流域地域（球磨川流域12市町村（八代市、人吉市、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村）及び津奈木町をいう。以下同じ。）をモデル地域として、住宅のリフォームや新築の際に高断熱窓・ガラス及び断熱材（以下「高性能建材」という。）を導入する建築主に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、住宅の高断熱化を促進することにより、県内のCO₂排出量の2割を占める家庭でのCO₂削減を図ることを目的とする。

第2 実施機関

この事業は、熊本県環境立県推進課が実施する。なお、業務の一部を委託できるものとする。

第3 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 球磨川流域地域の住宅をリフォームする建築主
- 2 令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域地域の住宅（半壊以上の被害を受けたもの）を同地域で再建する建築主（令和2年7月豪雨の被災者及びその親族等に限る）

第4 補助対象住宅

補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号に該当するものとする。なお、ここでいう「住宅」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）でいう住宅と同じとする。

- 1 球磨川流域地域に所在する住宅
- 2 補助対象者が自ら所有又は居住する住宅
- 3 店舗等の併用部分がある場合は、住宅部分のみを補助対象とする。

第5 補助対象工事

補助金の交付の対象となる工事は、次の各号に該当するものとする。

- 1 リフォーム及び新築共通で、環境省の既存住宅における断熱リフォーム支援事業の補助対象製品に登録された製品（窓・ガラスについては熱貫流率2.33以下、断熱材については熱伝導率0.041以下の性能を有する製品。公益財団法人北海道環境財団のホームページに掲載あり）を用いた、次の①及び②の工事。

① 冷暖房を使用する部屋の、外気に接する全ての窓・ガラスの断熱施工（ペアガラス等）

なお、換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的とし

たジャロジー窓等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とする。

また、テラスドア及び勝手口ドアは、改修を要件としない。ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品を用いてドア改修工事を行う場合は補助対象とする。

② 冷暖房を使用する部屋の、外気等（※基礎部分や天井裏を含む）に接する壁・床・天井・屋根の断熱施工（断熱材）

（壁・床・天井・屋根のうち、一つ以上施工すること。なお、施工箇所における部分的な施工は認めない。（例えば、1部屋で壁2面の場合、壁1面のみの施工や、一つの壁の中で施工しない部分があるのは認めない。））

なお、①は必須とし、②は任意とする。

また、①を既に導入済の場合は、②のみでも可とする。

おって、一部屋以上工事を行えば補助対象とする（部屋数に上限はない。）。

2 新築住宅については、住宅全体が建築物省エネ法に定める平成28年省エネ基準に適合すること。

第6 補助金の額

- 1 補助金の額は、補助対象工事に用いた高性能建材の建材費（設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費及び消費税・地方消費税相当額は除く）を合計した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、3分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とし、かつ、300,000円を限度とする。
- 2 前項の高性能建材の建材費には国、市町村等他の補助金の交付対象を含めないものとする。

第7 交付申請書の受付期間

交付申請書の受付期間は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）1月31日までとする。

第8 補助金交付の条件

次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- 1 リフォーム及び新築とも、知事が補助金の交付決定を行う前に、補助対象となる窓・ガラス、断熱材の工事に着手していないこと。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告してその指示を受けること。
- 3 知事が交付決定を行った額を上回る額の実績報告を行わないこと。
- 4 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。
- 5 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことがある。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年8月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。